

なんでやねん



No.2 3

国家総動員法と国民の食生活

戦争の拡大・長期化と国家総動員法の成立

1937年7月7日、盧溝橋事件から宣戦布告のない戦争に突入した。これが日中戦争(当時の日本では支那事変とよんだ)である。

戦争が長期化し、多くの農民や労働者を兵士に送ると、物資が不足するようになった。やがて、華国一致が叫ばれ、国家総動員法が成立した(1938年(昭和13)3月)。政府は絶大な権力をもって物心両面にわたり、国民に貧しさに耐えるよう強制した。

国家総動員法とは「戦時(戦争に準ずべき事変の場合を含む)に際し、国防目的達成のため、国の全力を最も有効に發揮」させることができるように「人的及び物的資源を統制運用する」ことである

(国家総動員法 第1条)。

ここでいう人的資源とは、国民の労働力をさし、戦争のための工業や運輸通信の仕事に、国民を徴用できると決められていた。このために、民間工場の労働者を徴用して陸海軍の工場にうつしたり、一般の民間工場の労働者を、兵器生産の民間工場にうつすことは、政府の権限とされた(同 第2条)。「それは、ナチス=ドイツの祖国補助勤務法のような法律によくにていた」²⁾。

つぎに、物的資源とは、武器弾薬だけでなく、戦場に送るべき衣料品・食料品(シャツやビスケット・チョコレート類もこれにはいる)

日本の陸海軍の兵力

年座	兵力
1931	31万人
1933	44万人
1935	45万人
1937	63万人
1939	162万人
1941	241万人
1943	381万人
1945	719万人

資料出所：東洋経済新報社編「昭和国防概況」下巻
『わたしたちの中学校社会』日本書籍新社・教科書2011年61頁より

国家総動員法 (原文はカタカナ書きであるが、ひらがなに書き換え、ふりがなを省略がつけた)	
第一条	本法に於ては、国家総動員法とは戦時(戦争に準ずべき事変の場合を含む)以下に同じに際し、国防目的達成のため、国の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及び物的資源を統制運用するを謂ふ。
第二条	本法に於ては、国家総動員法とは左に掲ぐるものを謂ふ。
一	兵器、艦艇、彈藥、其の他の軍用物資
二	国家総動員法上必要な被服、食糧、飲料及飼料
三	国家総動員法上必要な医薬品、医療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
四	国家総動員法上必要な船舶、航空機、車両、馬其の他の輸送用物資
五	国家総動員法上必要な通信用物資
六	国家総動員法上必要な土木建築用物資及照明用物資
七	国家総動員法上必要な燃料及電力
八	前各号に掲ぐるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置
九	其の他の物資
九	前各号に掲ぐるものを除く外、助金を以て指定する国家総動員法上必要な物資
(以下略)	

1) 国家が国民を呼び出して強制的に一定の仕事につかせること。

2) 家永三郎編『日本の歴史7』ほるぷ出版 1984年 p.52 写真「日本人ならぜいたくは出来ない客だ」はp.53より引用。

をはじめ、薬品・医療器具・船舶・飛行機・自動車・馬・建築材料・照明器具・

石炭・石油・電力・鉄鋼などにわたった。政府は、これらのものを自由に使用または
収用できる権限をもった(同 第2条)。

食べ物がなくなり始めた

日中戦争開始後まもなく、節約のために飯と梅干だけの「日の丸弁当」が奨励されたが、食糧は不足していった。1940年(昭和15)には、東京の食堂、料理店などで米飯を使うことが禁止され、砂糖が切符制になった。1941年(昭和16)の4月には、米と野菜や魚が配給制となった。1941年の主食配給の基準は、大人1人1日に2合3勺(330グラム)であった。しかし、しだいに米以外のものが混ぜられた。翌1942年には麦と芋を加えて2合5勺、1943年には前年の半分以上となった。1942年(昭和17)の年明け早々に、塩・醤油・味噌などの調味料が切符制になった。

隣組が支えた配給制度

「配給制は隣組の輪番制によって支えられた」³⁾。大根・人参などの野菜や塩漬の魚は隣組単位に分配され、隣組でこれを各戸の人数割にして配給した。魚は1人10匁(37.5グラム)、味噌は1カ月183匁(686.25グラム)、食用油は3カ月に1合、砂糖は茶碗に1杯であった。しだいに、米の不足はひどくなり、押し麦・コウリヤン・トウモロコシや、うどん・乾パン・豆・芋類が、米の代わりに配給された(代替食糧)。その年に砂糖の配給が停止された。1944年の代替食糧は、1943年の2.5倍、1945年には7倍とますます悪化した。

ごはんに代わって、雑炊・すいとん(小麦粉のだんごを入れた汁)が主食となり、町の食堂でも提供された。1944年(昭和19)には「公営の雑炊食堂が営業をはじめ」と、雑炊に行列ができた⁴⁾。

食べ物がなくなると、国民は、大豆粕・野草・海藻・芋の葉や茎など、あらゆるものを食べた。「カエルやイナゴまで採取する人がいた」⁵⁾。彼岸花も食料として利用された⁶⁾。小学校の運動場でもサツマイモやカボチャが栽培された。



隣組食糧配給所



昭和19年立花国民学校児童と収穫されたカボチャ(河合勇雄氏提供)
(『尼崎市史 第3巻』尼崎市役所 1970年 p. 693より)

3) 江原詢子・石川尚子・東四柳洋子『日本食物史』吉川弘文館 2009年 p. 274。写真「隣組食糧配給所」は同p. 275より引用。

4) 渡辺実『日本食生活史』吉川弘文館 1964年 p. 309

5) 樋口清之『新版 日本食物史』柴田書店 1992年 p. 283

6) 彼岸花の球根には毒があるが、3日3晩、水にさらすと毒が抜け、良質のデンプンが取れる。日本では古来より飢饉の時の非常食として利用されてきた歴史がある。